

Eビザは適切か？

□ 派遣先と申請者の国籍は同じか？

- 日本企業であれば日本人以外は申請できない。
- 日本人の資本比率が50%以上。永住権を有する場合日本人とはみなされない。

□ 主に日米間の貿易を行っているか？

- 派遣先の貿易額の50%以上が日米間。
- 継続的な貿易。
- 新規申請には6か月程度の実績が必要。
- 社員とその家族が生活できる程度の貿易額は必要。

□ 管理職経験またはEssential Skillを有するか？

- Essential Skill:必要不可欠なスキル。業務歴6年以上が目安。ただしTDYの場合は2, 3年でも認められることがある。

E-1ビザ

□ 派遣先は投資を行ったか？

- リスクを取った投資。資本を入れただけでは不可。
- その事業を行うのに必要な十分な額。
- 投資額が大きい場合は少ない割合の実行でも新規申請が可能。

□ 管理職経験またはEssential Skillを有するか？

- Essential Skill:必要不可欠なスキル。業務歴6年以上が目安。ただしTDYの場合は2, 3年でも認められることがある。

E-2ビザ

Lビザは適切か？

□ 拠点間の異動か？

- 関連会社（資本比率が50%未満でも、実質的な支配権がある）または支店への異動。
- 親子関係がなくてもそれぞれの拠点のオーナーが同じ。



□ 将来性と実在性を示すことができるか？（実質設立1年以内の場合、）

- 合理的な事業計画があること。
- レンタルオフィスでもかまわないが、1年以上の契約期間。



□ 在籍期間は1年以上か？

- 直近3年間のうち1年以上継続的に、アメリカ以外の関連会社または支店で、申請するカテゴリでフルタイムで雇用されている。



□ 管理職の経験を有するか？

- 1年以上、部下2名以上が目安。



□ アメリカでも管理職か？

- 部下2名以上が目安。
- 設立1年以内の会社であれば、1年後の延長時に2名以上が目安。



L-1Aビザ



□ Specialized Knowledgeを有するか？

- 社内で数名しか知らないような、その会社固有の深い知識。
- 業務歴6年以上が目安。



L-1Bビザ

Blanket Lビザは適切か？

- Lビザの条件を満たすか？ただしL-1Bに関してはSpecialized Knowledge Professionalか？
 - The term “professional” shall include but not be limited to architects, engineers, lawyers, physicians, surgeons, and teachers in elementary or secondary schools, colleges, academics, or seminaries.



- グループがBlanket Lビザの条件を満たすか？
 - Petitionerを含むブランケットリストに記載される企業は、commercial tradeまたはserviceに従事している。
 - Petitionerはアメリカ国内にオフィスを持ち、1年以上ビジネスを行っている。
 - Petitionerは3つ以上の支店、または子会社、または関連会社を、アメリカ国内外に持っている。
 - さらにPetitionerを含むブランケットリストに記載される企業全体で、以下のいずれかの条件を満たす。
 - ✓ 過去12か月以内に10人以上のLビザのペティション申請をしている。
 - ✓ アメリカの子会社または関係会社の売上げの合計が2,500万米ドルを超える。
 - ✓ 1,000人以上のアメリカ人従業員を雇用している。



Blanket L-1Aビザ、Blanket L-1Bビザ

H-1Bビザは適切か？

□ 就労開始のスケジュールに合うか？

- 年間65,000の枠(そのうちチリとシンガポール国籍に6,800)。申請がそれを超えると抽選。
- 4月1日から受け付ける枠で働けるのはその年の10月1日から。



□ Specialty Occupationか？

- 大学の学部レベルで得られる知識を必要とするような業務。
- ○: マーケティングスペシャリスト、×: セールススタッフ
- オーナーは認められない。(Minorityであれば可能性あり。)



□ 学歴・業務経験が申請条件を満たすか？

- 大学の専攻内容と業務内容がマッチしている or 大学を卒業し、実務経験が数年以上ある
or 大学は卒業していないが実務経験が12年以上ある。



H-1Bビザ